

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。）第113条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関の及び技能向上集中研修機関として指定した。

令和6年（2024年）3月29日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（（ ）は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（3）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
---------------	---------------------------------------

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：令和6年4月1日から3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
公益社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院（札幌市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年 3月29日
市立旭川病院（旭川市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年 3月29日
総合病院釧路赤十字病院（釧路市）	特定地域医療提供機関	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年 3月29日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
公益社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院 (札幌市)	特定地域医療 提供機関 (B水準)	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、面接指導実施体制の整備やタスク・シフト/シェアが実施されているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが期待される。 医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善への取組が望まれる。	—
市立旭川病院 (旭川市)	特定地域医療 提供機関 (B水準)	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、面接指導実施体制の整備やタスク・シフト/シェアの実施がなされているが、勤務計画の作成などが計画段階になっていることから早期実施に向けて取組むことが必要である。 医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善への取組が期待される。	—
総合病院釧路赤十字病院 (釧路市)	特定地域医療 提供機関 (B水準)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制の構築はなされているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが期待される。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。	—